

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月

私たち夫婦の昭和 62 年 1 月の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、妻が A 銀行 B 支店で夫婦二人分の保険料を納付していたので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦共に、申立期間は 1 か月と短期間であり、国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無い上、申立人については昭和 50 年 4 月から申立期間直前の 61 年 12 月まで付加保険料も併せて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の妻が保険料を納付したとしている A 銀行 B 支店は、申立期間当時既に C 市の指定金融機関であったことが確認でき、申立人が主張する金融機関への納付は可能であったと考えられる。

さらに、当時 C 市では、未納者に対しては納付勧奨を行っていたとしているが、申立人夫婦は、申立期間について納付勧奨を受けた覚えは無いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月

私たち夫婦の昭和 62 年 1 月の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、私が A 銀行 B 支店で夫婦二人分の保険料を納付していたので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦共に、申立期間は 1 か月と短期間であり、国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人が保険料を納付したとしている A 銀行 B 支店は、申立期間当時既に C 市の指定金融機関であったことが確認でき、申立人が主張する金融機関への納付は可能であったと考えられる。

さらに、当時 C 市では、未納者に対しては納付勧奨を行っていたとしているが、申立人夫婦は、申立期間について納付勧奨を受けた覚えは無いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで
昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、申立期間当時、妻が私の分も含めて二人分の保険料を納めていたので、私の分だけ未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、隣組役員が集金に来たときに申立人の妻が二人分の国民年金保険料を納めていたと主張しているところ、申立人が居住していた町では、申立期間当時、申立人が居住していた地区に国民年金組合が存在し、同組合が保険料の集金をしていたことが確認できる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人及びその妻は、申立期間以外の国民年金加入期間については保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から58年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、結婚後は、夫と一緒にA市B地区の納税組合で国民年金保険料を納付していた。当時は1年ごとに集金する係の人が持ち回りで替わっていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月に婚姻して以来、A市B地区の納税組合で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録で納付年月日が確認できる60年4月から62年1月までについては、いずれも夫婦同一日に納付している記録となっているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立期間については、夫の国民年金保険料のみが納付済みとなっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時納税組合で納付していたと主張しているところ、当時の納付方法について「毎年、納付しなければならない税金や国民年金保険料などの額が記載された一覧表を渡されて、集金されるとその欄に印鑑を押してもらったようなものだった。」としており、供述が具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

昭和59年9月に住所を変更した際に、A市役所の国民年金担当係へ出向いたが、国民年金保険料が未納であるとの指摘は受けていない。

また、昭和59年5月に店を開き、60年3月の確定申告時には、支払った保険料を申告した記憶がある。

なお、当時の領収書は平成10年ごろに処分してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後の国民年金加入期間（昭和55年4月から平成18年5月まで）については、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、保険料の納付状況をみると、昭和55年4月から59年3月までの分については、納期限内に納付され、60年4月から平成18年5月までの分についても、すべて当該年度内に保険料が納付されており、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、店を開いた昭和59年5月から平成6年4月までの、入金及び出金を記録した銀行預金帳（ノート）及び総売上と総経費を記録したファイルを保管しており、その収支の状況から勘案すると、保険料を納付することに妨げとなる事情は無かったと推察できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から58年3月まで

昭和59年4月に2年前の57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付し、59年5月以後に57年4月から58年3月までの国民年金保険料を何回かに分けて手書きの納付書で納付した記憶があります。

自分で調べてみましたが、A市役所B支所では、データを社会保険事務所へ移行したので分からないと言われ、社会保険事務所では、データに記載されていないと言われました。

昭和57年4月から58年3月までの分は、2年後の59年5月以後に絶対納付した記憶がありますので、再度調査をよろしくお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書から、申立期間直前の昭和57年1月から同年3月までの保険料を59年4月に過年度納付していることが確認できることから、当時、申立人が申立期間の保険料を納付する意思を有していたと考えられる。

また、申立人が納付したと記憶する時期は、申立人は2か所の事業所に勤務し、収入があったことから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人が記憶する納付金額は、申立期間の国民年金保険料におおむね一致する。

加えて、申立人が記憶している納付に至る経緯は具体的で、不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月11日から同年3月1日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和44年2月11日にA社C支店で資格喪失、同年3月1日に同社B支店で資格取得となっており、申立期間が空白となっていました。

私は、昭和44年2月10日付けでA社C支店から同社B支店に異動をしましたが、勤務を継続していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、申立てどおりの届出を行ったかどうかは不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から49年3月まで

昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間については、時期ははっきり記憶していないが、A市役所から50代から60代の男性職員が来た時に、国民年金の加入手続を行い、保険料を同職員に渡した。その後も数回、保険料を妻の分と一緒に同じ職員に渡したことを記憶しているので、申立期間も納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市役所から来た職員を通じて納付したと主張しているが、同市は、国民年金推進員が納付書を持って未納者がいる世帯を訪問し納付を促すことはあったが、同推進員が保険料を直接受領することは制度上考え難いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年2月から3月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するためには特例納付によることになるが、特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実も確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から10年6月まで

平成8年7月から10年6月までの期間について、社会保険事務所から未加入期間との回答を得た。

当時、勤務していた会社の社長から「会社の経営が苦しいので社会保険を辞める。各人が国民年金加入手続をしてほしい。健康保険は2年間継続できる。」と言われたので、A市B区役所で加入手続をしたはずだが、もしかすると会社がしてくれたかもしれない。

申立期間中も会社には継続して勤務しており、健康保険は継続で2年間使用していた。

領収書等はないが、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁では基礎年金番号の導入に当たり、平成9年1月時点で加入している制度の年金手帳記号番号を基礎年金番号とし、同年1月以降に初めて公的年金制度に加入する場合は、その時点で新規に付番する取扱いであったところ、申立人の基礎年金番号は10年7月1日にC社での厚生年金保険被保険者資格を再度取得した後の同年7月2日に付番されていることから、9年1月から10年6月30日までは国民年金被保険者及び厚生年金保険被保険者のいずれでもなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間中の平成8年10月24日にD町からA市B区へ転出しているが、D町が保管する国民年金被保険者記録では申立期間の全期間について「無資格」と記録されている。一方、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では「平成4年2月1日資格喪失」と記録されて

おり、その後の8年10月24日同市への転入に伴い資格を取得した事実が確認できないなど、D町及びA市のいずれにおいても、加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時勤務していた会社の同僚の証言から同社が国民年金の加入手続等を代行していたことはうかがえなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間及び42年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和42年4月から44年3月まで

昭和36年4月に国民年金制度が始まったときに、隣人から勧められて国民年金保険料の集金に応じた。37年8月に転居するまで納付していた。

夫の会社の異動で昭和42年4月から44年3月までA市に住んでいたときには、町内会が国民年金保険料の集金を行っており、集金に応じていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号払出日は昭和51年2月27日となっている上、B市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は51年1月19日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②については、国民年金に未加入の期間であり、保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①について、申立人は、「隣人に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料の集金は近所にある商店の方がしてくれた。」

と主張しているところ、当該隣人は、「申立人と国民年金の話をした記憶は無く、申立人が国民年金に加入していたかどうかも知らない。国民年金保険料の集金は近所にある商店の方ではなく地区の区長さんがしてくれた。」と供述しており、申立人の主張と相違している。

加えて、申立期間②について、申立人は、町内会の集金で納付したと主張するが、その主張する内容自体が明確さを欠いている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から41年12月まで
昭和46年ごろ、亡くなった父が、20歳までさかのぼって国民年金の加入手続をしてくれた。

保険料は、父が特例納付期間に、資格取得日までさかのぼって納付し、すべて納めていると父から聞いていた。

ねんきん特別便が届き、初めて未納期間があることを知った。国民年金手帳の生年月日が違っているのに気付かずだったが、生年月日が訂正されたことに伴い未納期間が発生したとA市役所や社会保険事務所から聞いた。何も連絡が無いまま未納期間があるとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和22年生まれ、42年に最初の資格を取得したとされ、保険料は、第2回特例納付期間内の49年4月15日に42年1月分から納付されていることが確認できる。その後、生年月日及び資格取得年月日が訂正されたことにより、未納期間が生じたものであることが、同名簿（紙名簿）及び同台帳（マイクロフィルム）の記載によって確認できる。この生年月日等の訂正は、国民年金被保険者台帳によると、第3回特例納付期間（53年7月～55年6月）の54年12月に行われているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿に第3回特例納付期間内に納付書が発行されたことを示す記録は無い。

また、この生年月日等が昭和54年12月に訂正される前まで、申立期間

は 20 歳未満として取り扱われていたことから、49 年 4 月 15 日に特例納付した時点では、少なくとも申立人の父親は、申立期間に係る国民年金への加入及び保険料の納付はできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に亡くなっており、同人から事情を聴取することはできない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から51年12月まで
20歳のときに、母が、国民年金の加入手続をA町役場で行い、保険料の納付も、結婚するまで(昭和46年5月まで)役場で行ってくれた。結婚してからは、自分で保険料をB市役所で納付していた。
離婚して実家に戻ったが、無職だったので、昭和49年9月から51年12月までの保険料は、母がA町役場で納付してくれた。
証拠となるものは一切無いが、自分では昭和43年から51年までの保険料は納付していると思っている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和55年1月10日に払い出されているが、その時点で申立期間のうち、43年9月から46年3月までの期間は、学生のため任意加入期間となり、さかのぼって資格を取得することはできないので、未加入期間として保険料の納付書は発行されない。さらに、申立期間のうち、46年4月から51年12月までの期間は、時効により納付できない期間であり、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和43年9月から46年5月までの期間及び49年9月から51年12月までの期間について、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、同人から加入状況等を聴取することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和46年6月から49年8月までは、申立人は自分でB市役所へ行き保険料を納付したと供述しているが、保険料の金

額等に関する記憶はあいまいである上、申立人が、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として昭和 46 年 4 月 1 日と記入されているが、再婚により任意で資格取得手続をしたときに、さかのぼってC市で加入の処理がされたことが推察できる。また、同市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）でも、資格取得日は 46 年 4 月 1 日であるが、51 年 12 月までは保険料を納付した事跡が無く未納期間であること、43 年 9 月から 46 年 3 月までは未加入期間であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 50 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の資格を喪失し、同年 4 月 24 日に国民年金に加入したが、実家に申立期間の納付書が送られてきたと、父から連絡があり、その後、父が納付したと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父が、昭和 50 年 6 月ごろに、加入手続及び保険料の納付を行ったと主張するが、父は既に亡くなっており、納付についての具体的な状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和 50 年 6 月 20 日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、同年 4 月 24 日に初めて被保険者となり、任意加入したことを示す「任」の記載を確認できることから、申立期間は未加入期間のため、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年5月まで

私は、申立期間について、公共職業安定所の紹介により、A社に入社した。当時、子供が病気になり健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は申立期間中、厚生年金保険の適用事業所であったが、当該事業所では、「当時の人事記録等を保管しておらず、当時のことを知る者もないことから、申立人が勤務していたか否か不明である。」としている。

また、複数の元同僚からは、申立人を覚えていないとの回答があり、申立人の記憶も曖昧^{あいまい}なため、勤務期間の特定は困難である。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無いほか、社会保険事務所の記録では申立期間は国民年金の申請免除期間になっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 31 日まで

私は、昭和 53 年 9 月 1 日に、A 社に正社員として入社し、主に海外駐在であり、60 年 10 月 31 日に退社するまで勤務した。給料は現地支店で給与の半分を本社から送金され、残り半分は日本の個人口座に振込まれていた。給与明細書等を確認した記憶は無いが、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、厚生年金保険の適用事業所であり、当該事業所での申立人の在職を証明しているが、申立人については、現地子会社での外地採用で、他の社員とは異なる取扱いであり、厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

また、申立人が当該事業所へ入社時に提出した履歴書では、申立人及び家族の住所が B 国 C 市となっている。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所の厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年4月30日まで
② 平成4年4月1日から同年6月30日まで
③ 平成4年9月1日から同年10月31日まで
④ 平成6年2月1日から同年3月31日まで
⑤ 平成6年7月1日から11年12月31日まで
⑥ 平成7年8月1日から8年3月31日まで
⑦ 平成11年11月1日から12年5月31日まで

私は、社会保険事務所に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から⑦までの厚生年金保険の加入記録が見付からないとの回答をもらったが、勤務していたのは間違いないので再度調べて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び⑥については、A社が保管する申立期間の「健康保険厚生年金保険被保険者資格得喪届」、アルバイト・契約社員を含めた従業員の人事記録（電子記録）並びに平成3年9月及び4年2月の組織図にも、申立人の氏名は無い。

また、A社に人材を紹介していたB社では、申立人は登録者であるが社員では無く、登録者は厚生年金保険には加入させていないと回答している。

さらに、A社及びB社に係る社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無く申立期間の健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、C社に、申立人を紹介した元事業主の友人の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、当該事業所は平成4年10月には厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっており当時の関係資料も無く、事業主による厚生年金保険料の控除等の事実を確認できない。

また、元事業主の友人は、「元事業主は、入社して半年から1年程度で正社員に採用し、厚生年金保険に加入させていた。3か月程度の勤務であれば厚生年金保険に加入させていないと話している。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無く健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③については、D社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所は、「人事記録は残存しておらず、社員氏名が掲載されている平成4年度の決算書及び2年度から6年度の現金出納簿にも、申立人の氏名は無く、申立人に経費等を支出した記録も無い。当時の在職者も申立人を覚えていないとしている。」旨回答していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することはできない。

申立期間④については、E社の元上司の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、当該事業所の総務人事責任者は、「勤務期間が2か月であればアルバイト等と同じく厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答しているほか、勤務していたと供述している元上司も「入社時はアルバイトであり、その後に厚生年金保険に加入したか否かについては不明である。」旨回答している。

また、当該事業所は既に破産し、破産管財人を含めて当時の関係資料は無い。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無く健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間⑤については、F社に、申立人が押印した雇用契約書が残存しており、平成5年7月23日採用され10年8月12日まで勤務し、1日の勤務時間は5時間であることが確認できる。

また、当該事業所では、「申立人の勤務時間は5時間であることから、厚生年金保険に加入させなかった。」旨回答している。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無く健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間⑦については、申立人はG社における1日の勤務時間を5時間と述べている。

また、当該事業所は、「人事資料等は保存していないが、申立期間についてもパート・アルバイト等5時間の勤務時間であれば、厚生年金保険に加入させていなかった、また、同時期に勤務していた従業員は申立人を覚えていないとしている。」旨回答している。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録に、申立人の氏名は無く健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①から⑦までについて、申立人は厚生年金保険料の控除について不明としており、健康保険証をもらった記憶が無く、公共職業安定所が保管する雇用保険の加入記録に申立人の氏名は無い上、ほかに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 11 日から 42 年 6 月 1 日まで

A市のB社に勤めていた昭和 36 年 6 月ごろ、C市の同社店舗（当時は個人経営で、現在はD社）へ転勤を命ぜられ勤務しました。

当時、妻もA市の同じ店で働いており、私より数か月後にC市に移り当該事業所に勤務しましたが、その妻の資格取得日が昭和 40 年 2 月 1 日となっております。

私は、少なくとも妻より数か月前から当該事業所に勤務しておりましたので、私の資格取得日が昭和 42 年 6 月 1 日ということはありません。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及びD社発行の雑誌の記載内容から、申立期間当時、申立人は当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、元上司及び元同僚が証言した申立人の異動時期と申立人の述べている異動時期は異なっており、申立人の記憶は不明確であると言わざるを得ない。

また、申立人と一緒に仕事をしていたと述べている元同僚及び申立人の元妻については、入社・異動時期、厚生年金保険の加入時期及び雇用保険の加入時期が、いずれも相違しており、同様に申立人の記録も、入社・異動時期、厚生年金保険の加入時期及び雇用保険の加入時期がいずれも相違している。このことについて、当該事業所がどのような基準・制度等で加入手続がなされていたか不明であるが、必ずしも、入社や異動の時期と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、D社に照会したところ、当時の書類等は保存しておらず当時の

状況は不明である旨の回答があり、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 平成 11 年 12 月 1 日から 15 年 7 月 21 日まで

私は、平成 4 年 9 月から 15 年 7 月に退職するまで、A 社に勤務していた。7 年ごろから会社の業績が悪化したため厚生年金保険料の支払が滞り、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させられた期間があったが、厚生年金保険に加入していた申立期間についても、年齢や仕事の内容から給料が減額される理由も無いのに、標準報酬月額が意図的に引き下げられている。

厚生年金保険料を少なくするための措置と思われるので、正当な標準報酬月額が反映された厚生年金保険を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する申立期間以前の給与明細書からは社会保険庁の記録に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該事業所の元同僚が所持する平成 9 年の源泉徴収票によれば、元同僚は社会保険庁で記録する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことがうかがわれる。

さらに、申立人と同時期に働いていた同僚の標準報酬月額について確認したところ、いずれも申立人とほぼ同様に推移しており、申立人の標準報酬月額のみが不合理である事情はうかがえない。

申立期間②については、「未払賃金の立替払請求書」に添付されている平成 15 年 2 月分から同年 7 月分までの給与明細書に記載された厚生年金

保険料額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致しており、適正に処理されていると推認できる。

また、両申立期間について、元事業主は、人事資料等の残存について記憶が無く、当該事業所の破産管財人も資料が無いと回答している。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。